

佐賀県告示第 318 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 30 年 8 月 14 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
山口耳鼻咽喉科医院	佐賀市堀川町 1 - 8	平成 30 年 4 月 1 日
池田内科・消化器科	佐賀市若宮三丁目 1 - 24	〃
一般財団法人包摂型地域精神医療研究財団より 添いとたい話の診療所	佐賀市川副町大字鹿江 619 番地 6	〃
佐賀市休日夜間こども 診療所	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号	平成 30 年 4 月 9 日
佐賀市休日歯科診療所	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号	平成 30 年 4 月 15 日